

各 位

「後見制度支援預金」の取扱い開始について

平素は格別なるご愛顧を賜わり、厚く御礼申し上げます。

当組合は、平成29年10月23日(月)より「後見制度支援預金」の取扱いを開始致します。

「後見制度支援預金」は、後見制度(成年後見及び未成年後見)をご利用の方の預貯金のうち、日常的な支払いに使用しない金銭を、家庭裁判所の「指示書」に基づき管理するための口座です。「後見制度支援預金」の概要は、下記の通りです。

記

1. 名称 後見制度支援預金
2. 取扱開始 平成29年10月23日(月)
3. 利用対象者 家庭裁判所にて後見開始(成年後見及び未成年後見)の審判及び、家庭裁判所より本商品の利用にかかる「指示書」を受けた方

【対象の家庭裁判所】
大阪家庭裁判所、大阪家庭裁判所堺支部、大阪家庭裁判所岸和田支部
4. 主な特徴
 - ・ 家庭裁判所の指示書に基づいて取引を行います。
 - ・ 本預金は普通預金として取扱います。
 - ・ 毎日、店頭に表示する普通預金金利(変動金利)+0.1%の金利を適用します。
 - ・ キャッシュカードはご利用いただけません。また、インターネットバンキングやテレホンバンキングサービス等の各種付帯サービスもご利用いただけません。
5. 当組合取扱い店舗
 - ・ 大阪府下 18店舗

※本商品については[こちらをクリック](#)(『後見制度支援預金』についてのご案内)

※詳しくは店頭窓口へお問い合わせ下さい。